

議案第 172 号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第 9 条第 1 項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「扶養親族がない職員」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員」に、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を

受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80.0」を「100分の85.0」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40.0」に改める。

附則第36項中「100分の1.2」を「100分の1.275」に、「100分の80.0」を「100分の85.0」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500

	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800

	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500

57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	

	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
	94		294,000	341,800			
	95		294,400	342,300			
	96		294,800	342,700			
	97		295,000	342,800			
	98		295,300	343,300			
	99		295,700	343,700			
	100		296,100	344,000			
	101		296,300	344,300			
	102		296,600	344,700			
	103		297,000	345,100			
	104		297,300	345,500			
	105		297,500	346,000			
	106		297,800	346,400			
	107		298,200	346,800			
	108		298,500	347,200			

	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700

以外の職員	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	

	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200

	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	

	80		477,100	532,500		
	81		477,700	533,300		
	82		478,200	534,200		
	83		478,700	535,100		
	84		479,200	536,000		
	85		479,600	536,800		
	86		480,200	537,700		
	87		480,600	538,600		
	88		481,100	539,500		
	89		481,600	540,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日か

ら適用する。

(平成28年6月及び12月の勤勉手当の特例)

- 3 平成28年6月に支給する勤勉手当の総額の算定については、第19条第2項の規定にかかわらず、同項第1号中「100分の85.0」とあるのは「100分の80.0」と、同項第2号中「100分の40.0」とあるのは「100分の37.5」として算定し、平成28年12月に支給する勤勉手当の総額の算定については、第19条第2項の規定にかかわらず、同項第1号中「100分の85.0」とあるのは「100分の90.0」と、同項第2号中「100分の40.0」とあるのは「100分の42.5」として算定するものとする。
- 4 前項の規定に基づいて、職員が平成28年6月及び平成28年12月に支給されることとなる勤勉手当の額が、この条例による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)第19条の規定に基づいて支給されたその者の勤勉手当の額を超えるときには、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給された勤勉手当の額に加算した額とする。
- 5 平成28年6月における第19条第2項第1号に定める額から減じる額は、附則第36項の規定にかかわらず「100分の1.275」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の85.0」とあるのは「100分の80.0」として算定し、平成28年12月における第19条第2項第1号に定める額から減じる額は、附則第36項の規定にかかわらず「100分の1.2」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の85.0」とあるのは「100分の90.0」として算定するものとする。

(給与の内払)

- 6 改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例(勤勉手当については前3項)の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)に

については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。